

セカンド・パーティー・オピニオン(SPO)

発行体およびグリーンボンドフレームワークの持続可能性に関する品質 東京都

2021年9月3日

検証パラメータ

金融形態

• グリーンボンド

関連基準

• グリーンボンド原則(国際資本市場協会:ICMA)

検証範囲

東京都グリーンボンド・フレームワーク(令和3年3月)

グリーンボンドの対象事業(令和3年5月25日時点)

検証のタイミング

• 発行前の検証

有効性

• 東京都グリーンボンド・フレームワーク(令和3年3月)に 変更がない限りにおいて有効

[※]本評価書は正式言語である英語版の評価書から翻訳されたものである。本評価書にて提示する情報の正確性について疑問が生じた場合は英語版の評価書を参照することが推奨される。





目次

評価のスコーフ	3
ISS ESG 評価サマリー	4
ISS ESG SPO アセスメント	5
PART I: グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との関連性	5
A. 日本の ESG パフォーマンス評価	5
B. グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との整合性	
PART II: ICMA グリーンボンド原則との整合性	8
PART III: グリーンボンド対象事業の持続可能性に関する品質	13
A. 国連 SDGs に対するグリーンボンドの貢献	13
B. 選定基準に関連する環境リスク及び社会リスクの管理	14
(A) 環境配慮型の不動産開発	14
(A.1) 環境配慮型の不動産におけるエネルギー効率、資源効率の改善	14
(A.2) 環境配慮型の不動産における持続可能な植樹の実践	15
(B) 再生可能エネルギー	17
(B.1) 太陽光エネルギー	17
(B.2) 水力エネルギー(給水インフラにおける小水力システム)	18
(C) 汚染の防止と制御	18
(C.1) 排水処理設備	18
(D) 公共交通	19
(D.1) 公共交通車両(ディーゼル燃料バス)	20
(E) 気候変動への適応	20
(E.1) 洪水の防止(ダムを含まない)	20
(F) 持続可能な道路開発	22
(F.1) 道路・歩道・自転車道の遮熱	22
別添 1: 日本の ESG パフォーマンスに関する評価	
別添 2: 方法論	27
別添 3: ISS ESG 国別格付け方法論	28
別添 4: 品質管理プロセス	29
ISS ESG SPO について	30

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



評価のスコープ

東京都は、5 回目となるグリーンボンド発行において、ISS ESG へ支援業務を委託した。ISS ESG は下記 3 つの主要要素を評価することで、グリーンボンドフレームワークの持続可能性に関する品質を判断する。

- 1. グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との関連性—東京都の全体的なサステナビリティに関する情報と本発行における資金使途のカテゴリーから評価すること
- 2. 東京都グリーンボンド・フレームワーク(令和 3 年 3 月)―国際資本市場協会 (ICMA: International Capital Market Association) のグリーンボンド原則に基づき分析 すること
- 3. 対象事業—対象事業について、事業種別毎に設定されている ISS ESG の重要評価指標 (KPI: Key Performance Indicator) との準拠性と、国連の SDGs (Sustainable Development Goals) に対するポジティブな貢献があるかどうかを評価すること (別添2参照)

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



ISS ESG 評価サマリー

SPO セクション	概要	評価1
Part I: グリーンボンド と東京都のサス テナビリティ戦 略との関連性	東京グリーンボンドにおける資金使途は、東京都のサステナビリティ戦略および重要な ESG テーマと整合している。グリーンボンドを発行する背景・理由は、東京都によって明確に説明されている。	Consistent with issuer's sustainability strategy(発行体のサステナビリティ戦略と整合している)
Part II: グリーンボンド 原則との整合性	東京都は、東京グリーンボンドにおける資金使途、事業の評価選定プロセス、資金管理、レポーティングに関する形式概念を定義している。当該フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)のグリーンボンド原則に従うものである。	Aligned (整合して いる)
Part III: 選定基準の持続 可能性に関する 品質	ISS ESG の評価に基づくと、持続可能性の恩恵、リスクの回避と最小化の観点から、選定基準の全体的な持続可能性に関する品質は良好である。グリーンボンドは、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、省エネルギー、汚染の防止と制御、クリーンな交通、持続可能な排水管理、土地利用の環境的に持続可能な管理、気候変動への適応等に関連する事業に充当される。 これらの資金使途によって、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」にポジティブな貢献がある。これら資金使途に関連する環境および社会面のリスクはよく管理されている。	Positive (ポジティ ブ)

 1 ISS ESG の評価は東京都グリーンボンド・フレームワーク(令和 3 年 3 月)および、SPO が提供される日に適用される ISS ESG の国別格付けに基づく。対象事業に関する批判の有無に関する調査は 2 2021 年 6 月 2 日に実施した。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



ISS ESG SPO アセスメント

PART I: グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との関連性

A. 日本の ESG パフォーマンス評価

ISS ESG 国別格付けでは、A + (excellent:大変優れている)から D- (poor:劣っている)までの段階で格付けが行われている。

围	ステイタス	格付け	デシル順位
日本	PRIME	В-	3

これは、ISS ESG により評価された他の国々と比較して、持続可能性が高かったことを意味する。したがって、ISS ESG の見解では、日本が発行した債券は、持続可能な投資としての基本的な要件を満たしている。

2021 年 6 月 23 日時点では、日本は ISS ESG に評価された 121 の国のうち 33 番目に位置づけられる。

ISS ESG 国別格付けでは、国の持続可能性のパフォーマンスを決定するために下記の 8 カテゴリーを評価する。

社会・ガバナンス面の評価

- 社会面の格付け
- 政治体制とガバナンス
- 人権と基本的自由
- 社会の状況

環境面の評価

- 環境面の格付け
- 天然資源
- 気候変動とエネルギー
- 生産と消費

日本は、社会面の評価において、評価された全ての国の平均値を上回る。

環境面の評価においては、平均を若干上回る評価の「生産と消費」の分野を除き、平均値以下 の評価である。

国の評価格付け結果についての詳細は別添1を参照のこと。





B. グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との整合性

発行体により定義された主要なサステナビリティ目標及び優先事項

東京都は人口 1,300 万人を超える地方自治体である²。 2019 年に、2050 年のネットゼロ目標とゼロエミッション東京戦略を発表しており、同戦略はパリ協定を支援することに焦点を当て、都の温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応策を改善するための計画を含んでいる。これらに加え、2021 年 3 月には明るい未来の東京を切り拓くための目指すべきビジョンとその実現に向けた戦略を明らかにした「『未来の東京』戦略」を策定した。この戦略は、健康で持続可能なライフスタイルの促進を含む、都民の社会的福祉の向上にむけての東京都のコミットメントを再確認するものであり、東京のグリーンインフラや洪水に対するレジリエンスの強化等、都の環境側面を改善するためのコミットメントも含まれている。

発行の背景・理由

東京都は 2017 年 10 月に初のグリーンボンドを発行して以降、「2020 年に向けた実行プラン」や気候変動戦略に定められた目標やアクションを支援するための資金を呼び込むために、毎年グリーンボンドを発行している。グリーンボンドの発行は、「『未来の東京』戦略」においてゼロエミッション東京の実現にむけた取組として位置付けられており、2050 年までの世界のネットゼロ排出達成にも貢献するものである。本債券により東京都は追加的な対策を実施するとともに、東京都の気候変動・サステナビリティ対策やグリーンボンドを活用した取組について、金融関係者、他の債券発行者、都民の意識向上を図ることができる。

資金使涂の事業区分毎のサステナビリティ目標及び優先事項への貢献

ISS ESG は、このグリーンボンドのもとで調達される資金使途の事業区分を、発行体が定義したサステナビリティ目標及び、ISS ESG 国別格付け手法で定義したソブリンおよびサブソブリン発行体に関連する主要な ESG 課題とマッピングした。これにより、資金使途の各事業区分の戦略に対する貢献度合いを導き出した。

資金使途の事業区分	発行体の サステナビリティ目標	主要な ESG 課題	貢献
スマートエネルギー都市づくり			
事業所における温室効果ガス削 減	✓	✓	重要な目標に 貢献している
省エネルギー対策・エネルギー マネジメントの推進	✓	✓	重要な目標に 貢献している
次世代交通導入、自転車利用促進	✓	✓	重要な目標に 貢献している

² https://www.metro.tokyo.lg.jp/ENGLISH/ABOUT/HISTORY/history03.htm





再生可能エネルギー(太陽光、 地中熱、水素及び下水熱等)利 用率向上	✓	✓	重要な目標に 貢献している	
自然環境の保全				
緑の創出・保全(公園整備・都 市の緑化推進及び森林整備等)	✓	✓	重要な目標に 貢献している	
生活環境の向上				
水質汚染の軽減、地下水の保全	√	✓	重要な目標に 貢献している	
大気汚染の軽減	✓	✓	重要な目標に 貢献している	
道路整備(遮熱性·保水性対 策)	√	✓	重要な目標に 貢献している	
気候変動への適応				
洪水や自然災害への対応	✓	√	重要な目標に 貢献している	

オピニオン: 東京グリーンボンドにおける資金使途は、東京都のサステナビリティ戦略および重要なESG テーマと整合している。グリーンボンドを発行する背景・理由は、東京都によって明確に説明されている。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



PART II: ICMA グリーンボンド原則との整合性

1. 資金使途

東京都は、東京都グリーボンドフレームワークに基づいて発行するグリーンボンドによって 資金調達を行う事業区分を、以下の通り選定している。事業区分は「東京都環境基本計画」 に基づいている。東京都が予定する資金の充当割合は、下表の通りである。

	東京都の環境事業区分3	シェア
スー	アートエネルギー都市づくり	15.9%
1	事業所における温室効果ガス削減	4.9%
2	省エネルギー対策・エネルギーマネジメントの推進	5.8%
3	次世代交通導入、自転車利用促進	0.4%
4	再生可能エネルギー(太陽光、地中熱、水素及び下水熱等)利用率向上	4.9%
持約	売可能な資源利用・廃棄物管理	0.0%
5	資源ロスの削減、環境にやさしい素材の利用	0.0%
6	3R、廃棄物の循環利用促進	0.0%
7	環境負荷の低減に役立つ資材の使用促進	0.0%
8	有害廃棄物等の処理促進	0.0%
自名	 大環境の保全	23.3%
9	緑の創出・保全(公園整備・都市の緑化推進及び森林整備等)	23.3%
10	生物多様性の保全 (海上公園の干潟整備等)	0.0%
生剂	舌環境の向上	16.8%
11	水質汚染の軽減、地下水の保全	7.5%
12	大気汚染の軽減	6.8%
13	土壌汚染対策の推進	0.0%
14	道路整備(遮熱性・保水性対策)	2.5%
気値	実変動への適応	44.0%

³事業区分と数値は東京都による報告に基づく





合計	†	100%
16	洪水や自然災害への対応	44.0%
15	都市の気温上昇に対する適応	0.00%

オピニオン: ISS ESG は東京都から提供された資金使途の説明が、ICMA グリーンボンド原則と整合していると判断している。事業区分への資金配分の開示はベストプラクティスである。もし可能であれば、各事業のより詳細な情報をフレームワーク内に含めることを推奨する。ただし、それらは東京都によるレポーティングにおいて開示されうる。

2. 対象事業の評価・選定プロセス

充当可能事業について、下表の「環境」、「社会」及び「ガバナンス」側面における各項目に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行する東京グリーンボンドの対象事業候補の選定を行う。特に、下表の E-1 環境側面について優先的に評価する。

NO.	評価側面	評価項目	視点
E-1	環境	好影響の把握	充当事業の環境面での実施効果が定量的に把握で きる、又はその効果が明確であること
E-2	環境	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する 取組がなされていること
S-1	社会	好影響の把握	充当事業の社会面での実施効果が把握できること
S-2	社会	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する 取組がなされていること
G-1	ガバナンス	政策・法令準拠	「『未来の東京』戦略」や地方財政法等に準拠した計画となっていること
G-2	ガバナンス	実現性/緊急性	事業の実現性、緊急性を示す特筆事項があること
G-3	ガバナンス	効果の持続性	充当事業により創出された環境・社会面の効果の 持続性があること

グリーンボンドの資金使途となる対象事業の選定プロセスは以下の通り。

予算編成時

- 1. 財務局が関係部局に対し、東京グリーンボンドの充当可能事業の調査を依頼
- 2. 関係部局が、東京グリーンボンドの要件に該当する事業を確認し、対象となり得る

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



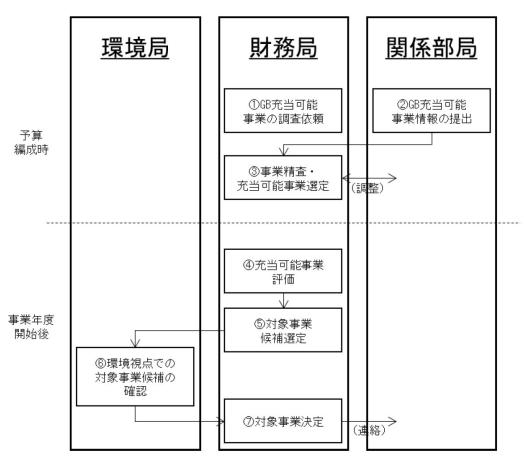
事業の情報を財務局へ提出

3. 財務局が事業を精査し、充当可能事業を選定

事業年度開始後

- 財務局が充当可能事業を評価。評価においては、各事業の情報に基づき環境事業区分の確認及び ESG に基づく評価等を実施
- 財務局が対象事業の候補を選定
- 環境局において、環境視点で対象事業の候補を確認
- 財務局が対象事業を決定(関係部局に対象事業の決定を連絡)

図表:対象事業の評価・選定フロー



オピニオン: ISS ESG は、事業の評価と選定のプロセスは ICMA グリーンボンド原則と良く整合しており、ベストプラクティスと呼べる要素を含んでいると判断している。環境面、社会面及びガバナンス面に関する明確な基準が記載されている。プロセスが文書化されており、各部門とその役割を含む構造化された手続きが明記されている。さらに、おおよそのタイムラインも記載されており、ベストプラクティスと言える。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



3. 調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある。このため、東京グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。財務局は、東京グリーンボンドの対象事業に対する資金充当状況を管理する。

また、東京グリーンボンド発行後、対象事業への充当資金については、東京都予算事務規則 に基づき歳入予算を経理区分(款、項及び目、節)に応じて分類するなど、資金使途を明確 にしながら管理を行う。

さらに、東京グリーンボンドによる調達資金を充当した事業に係るものも含め、都の歳入歳 出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、 その意見とともに議会の認定に付される。

オピニオン: ISS ESG は、資金管理のプロセスは ICMA グリーンボンド原則と良く整合していると判断している。監査委員によるレビューは堅牢で模範的である。もし可能であれば、資金の隔離を確実にするために、債券による調達資金を東京都の主たる口座から分離して管理することの検討を推奨する。

4. 報告

東京グリーンボンドの発行から1年後(又は発行翌年度末まで)を目処に、東京グリーンボンドで調達した資金の各事業への充当結果を公開する。以下の手順により、都のホームページで公開するための情報をとりまとめる。

- 1. 財務局が対象事業の所管部局に対して、支出状況を確認
- 2. 財務局が、東京グリーンボンド調達資金の充当額の内訳を決定
- 3. 充当結果を取りまとめ、都のホームページで公開
- 4. 個別の事業に複数年度にわたって東京グリーンボンドによる調達資金を充当する場合、それに係る情報も記載

報告は下表の情報を含み、示されたスケジュールにより、都のホームページで公開される。

内容	時期
東京都グリーンボンド・フレームワーク	常時
対象事業の決定 ■ 事業名	発行前
東京グリーンボンド 環境事業区分充当予定額(百万円)想定される環境効果	

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



対象事業の充当結果	発行翌年度
事業名東京グリーンボンド 環境事業区分資金充当額(百万円)想定される環境効果	
対象事業の変更等	発生した場合

オピニオン: ISS ESG は、報告内容は ICMA グリーンボンド原則と良く整合していると判断している。開示情報の収集プロセスは文書化されている。報告頻度、資金配分やインパクトが含まれる報告内容の詳細、および開示場所について透明性がある。事業名等、報告に含まれる詳細な情報量は歓迎すべきものであり、ベストプラクティスである。もし可能であれば、報告に使用する環境影響指標の詳細を含めることを推奨する。

外部評価

東京都は、グリーンボンドを発行する前に、外部評価の取得有無を検討する。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



PART III: グリーンボンド対象事業の持続可能性に関する品質

A. 国連 SDGs に対するグリーンボンドの貢献

グリーンボンド対象事業の持続可能性に関する品質の評価に基づき、ISS ESG は独自の手法を用いて、国連によって定義された持続可能な開発目標(UN SDGs)に対する東京グリーンボンドの貢献を評価した。

評価は5段階(方法論については別添2を参照):

グリーンボンドの資金使途の各事業区分は、下記のとおり、SDGs 達成への貢献、または阻害の度合いについて評価されている:

資金使途の事業区分	貢献または阻害	持続可能な開発目標
環境配慮型の不動産におけるエ ネルギー効率、資源効率の改善	やや貢献	7 AFORDABLE AND CLEAN ENERGY 11 SUSTAINABLE CITIES 13 ACTION 13 ACTION 14 ACTION 15 ACTION 16 ACTION 17 AFORDABLE AND CLEAN ENERGY 18 ACTION 19 ACTION 10 ACTION 11 SUSTAINABLE CITIES 13 ACTION 11 ACTION 12 ACTION 13 ACTION 14 ACTION 15 ACTION 16 ACTION 17 ACTION 17 ACTION 18 ACT
環境配慮型の不動産における持 続可能な植樹の実践	猫貢や今	11 SUSTAINABLE CITES AND COMMUNITIES
太陽光エネルギー	大きく貢献	7 AFFORDABLE AND 13 CLIMATE ACTION
水力エネルギー(給配水インフ ラにおける小水力システム)	大きく貢献	7 AFFORDARIE AND CLIMATE ACTION 13 CLIMATE ACTION
排水処理設備	大きく貢献	6 CLEAN WATER AND SANITATION
公共交通車両(ディーゼル燃料 バス)	大きく貢献	13 ACTION
洪水の防止 (ダムを含まない)	やや貢献	3 GOOD HEALTH AND COMMUNITIES 13 CLIMATE AND COMMUNITIES 13 CLIMATE ACTION 14 ACTION
道路・歩道・自転車道の遮熱	やや貢献	13 ACTION

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



B. 選定基準に関連する環境リスク及び社会リスクの管理

ISS ESG KPI に対応する東京都の資金使途の事業区分

ISS ESG は、グリーンボンド事業区分の ESG リスク管理状況について、対象事業単位で適切に評価した。ISS ESG は、評価を実施するために、ESG に関する KPI を定義し、各事業区分が直面している ESG の主な課題を捕捉した。

	ISS ESG の事業区分	東京都の環境事業区分4
А	環境配慮型の不動産開発	
A.1	環境配慮型の不動産におけるエネルギー効率、資源効率の改善	1 & 2
A.2	環境配慮型の不動産における持続可能な植樹の実践	9
В	再生可能エネルギー	
B.1	太陽光エネルギー	4
B.2	水力エネルギー(給配水インフラにおける小水力システム)	2 & 4
С	汚染の防止と制御	
C.1.	排水処理設備	11
D	公共交通	
D.1.	公共交通車両	12
E.	気候変動への適応	
E.1.	洪水の防止 (ダムを含まない)	11 & 16
F	持続可能な道路開発	
F.1.	道路・歩道・自転車道の遮熱	3 & 14

(A) 環境配慮型の不動産開発

(A.1) 環境配慮型の不動産におけるエネルギー効率、資源効率の改善

以下の表で ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく事業区分の評価結果を示す。

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

エネルギー効率・資源効率の改善比率

⁴詳細は8ページ目参照

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



✓ 関連する事業において導入される LED 照明はエネルギー消費を 50%以上削減する。

施工段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

全ての対象事業は、日本における労働安全衛生法に準拠して実施される。加えて、東
✓ 京都ではサプライヤーに対して高度な労働・安全・衛生基準を有する製造業者を選定
している。日本では、8 つの ILO の中核条約のうち 6 つが批准・施行されている。

電気・電子機器を導入する際の環境側面の配慮

- 使用済み電子機器の回収・リサイクルについては、全ての対象事業で「廃棄物の処理 ✓ 及び清掃に関する法律」を遵守しており、廃棄物の排出量を削減し、適切な分別・保 管・回収・輸送・リサイクルを推進している。
- 全ての対象事業は国内法「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の ✓ 促進に関する法律」および電気・電子機器に含まれる鉛やカドミウムなどの特定の有 害物質の使用を制限する「J-Moss」に準拠している。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する5つの事業のうち4つの事業を通じて削減する合計エネルギー消費量:4,382,386 kWh/年
- 当該事業区分に属する 5 つの事業のうち 1 つの事業を通じて削減する GHG 排出量:
 33,000 t-CO₂ (2025 年度末までの合計)

*ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

(A.2) 環境配慮型の不動産における持続可能な植樹の実践

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

植樹の環境側面

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



- 植物の栽培者は、気候に悪影響を及ぼしたり土壌の質を低下させたりする植物の使用を防止する日本の森林法を遵守している。植栽時には、新たな灌漑システムを利用するのではなく、既存の水道サプライヤーが利用される。全ての対象事業は、在来種の使用を義務付ける「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。
- しかし、二酸化炭素の高度な吸収・固定化能力に関する考察の情報は入手できていない

施工段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京
✓ 都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施して
いる。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。

サプライチェーンにおける環境側面

東京都は植樹される樹木に関する独自の選定基準を有している。その中で、東京で生産された緑化植物の利用を促進することの重要性を強調しており、生産地は「原産地確認書」もしくは他の方法などで確認する必要がある。

- ✓ 生産地に環境への悪影響を与える可能性のある材料の使用は、東京都の基準である「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」により制限されている。東京都には、化学肥料の使用を減らすための化学肥料基準、土壌の質を維持するための土壌診断基準がある。生産者は日本の森林法に従わなければならないため、対象事業における植物は森林破壊の引き金にはならない。
- 遺伝子組み換え作物を使用した植栽の量に関する情報はない。一般的に、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」では、植栽を在来種のみに抑制している。「遺伝子組の換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」は GMO 植物の使用を制限し、「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針」は GMO 植物の使用を規制している。
- 生産地に環境への悪影響を与える可能性のある材料の使用は、東京都の基準である 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」により制限されている。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

- 全ての対象事業は、日本における労働安全衛生法に準拠している。日本では、8 つの ILO の中核条約のうち 6 つが批准・施行されている。
- ✓ 東京都では、公園を開発・建設する際に、周辺地域への説明会を開催している。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する 3 つの事業を通じた整備面積: 64,153m²
- * ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。
- (B) 再生可能エネルギー
- (B.1) 太陽光エネルギー

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

✓ すべての太陽光システムが屋根設置型である。

サプライチェーンにおける諸基準

東京都では、太陽光モジュールのサプライチェーンにおいて高度な労働・安全・衛生 基準を有する製造業者を選定している。全ての対象事業は、日本における労働安全衛 生法に準拠して実施される。日本では、8 つの ILO の中核条約のうち 6 つが批准・施行 されている。

太陽光発電施設の環境側面

- ✓ 対象事業の 97.1%の太陽光発電施設は、その変換効率が少なくとも 15%以上である。
- 使用済み電子機器の回収・リサイクルについては、全ての対象事業で「廃棄物の処理 ✓ 及び清掃に関する法律」を遵守しており、廃棄物の排出量を削減し、適切な分別・保 管・回収・輸送・リサイクルを推進している。
- 全ての対象事業は国内法「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の ・ 促進に関する法律」および特定の有害物質の使用を制限する「J-Moss」に準拠してい る。

施工及び維持管理業務における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する 3 つの事業のうちすべての事業を通じて使用される再生可能 エネルギー量:549,483kWh
- * ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

(B.2) 水力エネルギー(給水インフラにおける小水力システム)

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

計画時ならびに施工期間中の環境側面の配慮

本事業は、既存のマイクロ水力発電施設の拡張である。本プロジェクトは、建設による環境負荷を最小限に抑えることを目的とした「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠しており、また、騒音規制法や建設工事による騒音や環境への影響を最小限に抑える「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

施工・維持管理段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

給配水インフラにおける小水力システムの環境側面

東京都における水関連設備の漏水率は3%程度であり、本プロジェクトでも同様の割合 程度の最小限の漏水率を想定している。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する1つの事業を通じて生産されるエネルギー量: 386,000 kWh/年
- 当該事業区分に属する 2 つの事業を通じて削減されるエネルギー量: 943,000 kWh / 年
- * ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

(C) 汚染の防止と制御

(C.1) 排水処理設備

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

- ✓ 全ての対象事業は東京都内であり、保護地には位置していない。
- → 当該地域の規制上、環境影響評価(EIA)は要求されていないため、本事業に関して EIA は実施されなかった。

地域コミュニティとの対話

プロジェクトの計画段階において、地域コミュニティとの対話は実施される。東京都は建設労働者に対して、地域コミュニティとの衝突を避け、彼らへの影響を最小限に抑えるために対策を講じることを義務付けており、必要に応じて、苦情処理や補償の仕組みも用意されている。

施工及び操業段階における環境側面

- 東京都における水関連設備の漏水率は3%程度であり、本プロジェクトでも同様の割合 程度の最小限の漏水率を想定している。
- 処理水は水路や埋立地に放流されたり、農業利用されたりはしない。下水汚泥削減の 対策も講じられており、火力発電所にて下水汚泥を利用することを計画している。
- 本事業は水質を改善するものであり、処理水の水質を維持するため、「水質汚濁防止法」を遵守している。

施工・維持管理段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する 1 つの事業を通じて貯留される水量: 175 万 m³ (2025 年度末まで)
- *ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

(D) 公共交通

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



(D.1) 公共交通車両 (ディーゼル燃料バス)

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

製造面の基準

- 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」において、全てのバスが低排出且つ高燃費であることが求められている。
- 東京都によると、東京都がバスを調達する製造業者は高度な労働・安全・衛生基準を ✓ 有する製造業者を選定している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・ 施行されている。

バスの環境側面

- バスの製造業者は、車両の環境影響の包括的なライフサイクルアセスメントを実施している。
- ✓ 新たなバスは、古いバスと比較して CO2 排出量を削減することが可能である。

バスの社会側面

バスの運行会社と乗客に関して様々な安全方針があり、その中にバス事業者の労働時間の制限や安全責任の明確化が含まれている。乗客の事故をしっかりとモニタリングし、事故を減らすための対策を実施している。また、バスの運行による騒音や障がい者のアクセシビリティに関する国内規制もある。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する1つの事業を通じて削減されるNOx(窒素酸化物)の排出削減割合:82%/年
- 当該事業区分に属する1つの事業を通じて削減されるPM(粒子状物質)の排出削減割合:69%/年(旧型バスからの転換に基づく排出削減割合)
- *ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

(E) 気候変動への適応

(E.1) 洪水の防止 (ダムを含まない)

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

計画時ならびに施工期間中の環境側面の配慮

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



全ての事業は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

- √ 河川法に従って、東京都は承認を得るために河川専門家に計画書を提出する。それらの計画書には、流域と水流のモデリングや生態系への影響が含まれる。島における事業の一つでは、区域分けや環境影響に関して特に考慮する必要がある。
- 本建設事業は、騒音規制法や建設工事による騒音や環境への影響を最小限に抑える 「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

施工・操業段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している、日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

水流の自然な状態に配慮した計画設計、科学的モニタリング、構造上の特性を捉えた分析

全ての事業は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠しており、地域固有の状況に適切であり、生物多様性への影響を考慮した建設工事であることを保証している。また本事業は、事業の目的を達成するための作業スコープに関連する政府のガイドラインに従っている。

一つの事業では、既存の管路網を拡充するため、自然の水の流れを変えることはな ✓ い。

二つの事業では、計画段階で科学的なモニタリングと自然の水の流れのモデリングが 実施され、事業の推奨に活用された。

一つの事業では、計画段階で、発生する可能性のある暴風雨や潮汐、津波による被害 もモデル化し、それらの評価には東京都防災委員会が関与した。

地域コミュニティとの対話

プロジェクトの計画段階において、地域コミュニティとの対話は実施される。東京都は建設労働者に対して、例えば透明性のあるコミュニケーションや苦情に対するタイムリーな返答などを通じて、地域コミュニティとの衝突を避け、彼らへの影響を最小限に抑えるために対策を講じることを義務付けており、必要に応じて、苦情処理や補償の仕組みも用意されている。

島における事業の一つでは、区域分けや環境影響に関して特別な配慮がなされている。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



全ての対象事業は労働安全衛生法に準拠して実施される。

東京都は厳格な人権と労働に関する基準を有し、ILOの中核条約を参照する企業から セメントを主に調達する請負業者を選択する。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する6つの事業のうち1つの事業を通じて対策が施される下水道の50ミリ浸水解消率:73%(2025年度末まで)
- 当該事業区分に属する 6 つの事業のうち 1 つの事業を通じて対策が施される河川の 整備率: 68.3%
- 当該事業区分に属する 6 つの事業のうち 1 つの事業を通じて貯留される水量: 1,056,500m3 (2025 年度末まで)
- 当該事業区分に属する 6 つの事業のうち 1 つの事業を通じて行われる整備延長: 0.06 km (防潮堤及び護岸整備)
- 当該事業区分に属する 6 つの事業のうち 2 つの事業を通じて行われる整備規模: 106.3 km (防潮堤、内部護岸、離岸堤 (2021 年度末まで))
- 当該事業区分に属する 6 つの事業のうち 1 つの事業を通じて整備される施設数: 15 水門、4 排水機場 (2021 年度末まで)

(F) 持続可能な道路開発

(F.1) 道路・歩道・自転車道の遮熱

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

✓ 本事業実施地は生物多様性に関するキーエリアに位置していない。

施工期間中の環境側面

全ての事業は、建設の環境負荷を軽減する「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」

・ に準拠している。また、建設事業は騒音規制法や建設工事による騒音や環境への影響を最小限に抑える「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

持続可能な資材

本事業は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」で要求されるリサイクル原料を 使用する。

^{*} ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



施工・維持管理段階における労働条件

全ての対象事業は労働基準法及び労働安全衛生法に準拠して実施される。また、東京都では、残業時間の削減やリモートワークの推進を含む様々な政策や対策を実施している。東京都では、請負業者の公共事業入札に関する独自の基準を作成している。日本では、8つのILOの中核条約のうち6つが批准・施行されている。

批判・紛争に関する評価

評価の結果、東京都に起因する、批判・紛争を招くようないかなる活動や行為も見受けられなかった。

当該事業区分における東京都が試算したグリーンボンド充当事業に関する効果指標*

- 当該事業区分に属する 1 つの事業を通じて整備される自転車道の整備延長: 11.5km (2024 年度末まで)
- 当該事業区分に属する2つの事業のうち1つの事業を通じて遮熱性舗装が施される 路面の整備延長: 8.933km

^{*} ISS ESG は効果の計算、及び発行体から受領したデータの蓋然性の確認は行っていない。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



免責事項

- 1. SPO の有効性: 東京都グリーンボンド・フレームワーク (令和3年3月) に変更がない限りにおいて有効である。
- 2. ISS ESG は、科学的根拠に基づく格付けコンセプトに基づいて、企業や国のパフォーマンスを環境、 及び社会の側面から分析、評価している。これについて、我々は責任ある金融市場に関するリサ ーチ分野において世界の最も高い品質基準に従っている。そして、発行体からのデータに基づい て債券に関するセカンド・パーティー・オピニオン(SPO)を作成している。
- 3. しかしながら、この SPO に提示された情報が完全、正確、または最新であることを保証するものではない。この SPO の使用、及び SPO に記載されているすべての情報、及びその使用に関して、 ISS ESG は一切の責任を負わないものとする。特に、グリーンボンドの選定基準への準拠の検証は、発行体から提出された無作為のサンプルや文書にのみ基づいていることを留意点とする。
- 4. ISS ESG が提供するすべてのオピニオン、及び価値の判断は、何ら商品の購入または投資の推奨をするものではない。特に、SPO は債券の経済的収益性や信用力の評価ではなく、もっぱら上記の社会的、及び環境的基準に言及するものである。
- 5. この SPO、特にその中に含まれている画像、テキスト、グラフィック、及び ISS ESG と ISS-ESG のレイアウトや会社のロゴは、著作権法、及び商標法の下で保護されていることを指摘する。その使用には、ISS からの書面による事前の明確な同意が必要である。使用とは、特に SPO の全部または一部のコピーまたは複製、無料または有料での SPO の配布、またはその他のいかなる方法でのこの SPO の悪用を指す。

本評価書の対象である発行体は、ISS の完全所有子会社である ISS Corporate Solutions, Inc. (以下「ICS」) から自己評価ツールや出版物を購入した可能性がある。また、ICS がこの発行体に対してアドバイザリーまたは分析サービスを提供した可能性がある。この報告書の作成に ICS の従業員は関与していない。ISS の機関投資家は、いかなる発行体の ICS の製品およびサービスの使用について、disclosure@issgovernance.com に電子メールで問い合わせることができる。

本評価書は、米国証券取引委員会またはその他の規制機関に提出されたものでも承認を受けたものでもない。ISS は細心の注意を払って本評価書を作成しているが、本報告書の情報の正確性、完全性または有用性に関して、明示的か黙示的を問わずいかなる保証をするものではない。本評価書の情報に基づいて行われたいかなる投資や他の目的行為に関する責任を負うものでない。特に、提供される調査およびスコアは、証券の売買に関する申し出、勧誘または助言を意図したものではなく、投票または議決権行使代理行為を勧誘することを意図したものでもない。

ISS は、Genstar Capital(「Genstar」)の関連会社が所有する独立企業である。ISS と Genstar は、ISS の報告書内容への Genstar、及び Genstar の従業員の関与を制限するための方針と手順を確立している。Genstar もその従業員も、出版または配布の前に、ISS の分析または報告の内容について知らされることはない。本評価書の対象となる発行体は、ISS または ICS のクライアント、あるいは ISS または ICS のクライアントの親会社、またはその関連会社と提携している可能性がある。

© 2021 | Institutional Shareholder Services および/またはその関連会社

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



別添 1: 日本の ESG パフォーマンスに関する評価

方法論に関する注釈:

ISS ESG 国別格付けは日本国政府に関して、重要かつ将来的な ESG データ及びパフォーマンスに関する評価を提供する。

ISS ESG 国別格付けは東京都のような地方公共団体を特に対象にしていない。地方公共団体が位置している国の状況や持続可能性へのコミットメントの概要を提供するものである。

この意見は、東京都が発行する債券の持続可能性に関する総合評価に影響を与えるものでは なく、情報提供のみを目的として以下に掲載している。なお、以下の意見は、適切性の点か ら、当初の国別評価から若干の修正を加えている。

この評価は、ISS ESG による独立した分析と意見であり、日本国政府や東京都の公式見解とは必ずしも一致しない。

ガバナンスに関する意見

日本は二院制の国会を伴う立憲民主制である。選挙は自由と平等を尊重しているが、歴史的には自由民主党が 1955 年以降ほぼ恒常的に政権の座にあるため、統治には大きな変化はみられない。前回の選挙は 2017 年 10 月に実施され、自由民主党は衆議院の 61%の議席を獲得した。2020 年 9 月に、菅義偉氏が党総裁かつ内閣総理大臣に就任した。

日本の組織は良好に運営されており、法規制は遵守され、司法の独立性は担保されている。また、日本は人権を効果的に保障している。

社会的側面に関する意見

日本は福祉国家としてヘルスケアへのアクセスが大変良好である。結果、世界で最も長寿命の国である。日本の社会保障システムは多様な立場(年齢、健康、障がいなど)に配慮している。しかし、貧困に対する脆弱性の低減には部分的な効果が認められる状況である。

長寿命化、低い移民率、低い出生率は、高い従属人口指数につながっており、国内の就業人口に多くを依存していることを意味する。近年、移住者の増加を可能にする法律が成立し、 労働市場における熟練労働者の不足を緩和することが期待される。

日本では、労働者の権利は効果的に保障されており、労働条件は概ね良好である。しかし、 伝統的な終身雇用制度はある程度縮小傾向にある。日本の伝統的な和の文化は、特に富の再 配分という観点で相対的に低い社会的不平等に起因している。

環境側面に関する評価

日本のエネルギーミックスは未だに石炭に大きく依存しており、一次エネルギー供給の25%以上を占める。また、2011年に起きた福島第一原子力発電所における事故により、電力会社はその稼働を一時的に休止していたが、原子力のシェアは再び上昇している。人口及び高い経済生産を鑑みると、全エネルギー消費量やGHG排出量は中程度であるが、日本は未だ2℃未満というパリ協定の目標に整合する戦略を導入していない。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



持続可能性に関するサマリー

化石燃料への依存が依然大きく、日本はまだグリーンな経済への移行途上にある。よって、 日本の気候に関するスコアは低い。しかし、経済的効率は高く、福祉国家として、福祉面に おける平等、ヘルスケアへの良好なアクセス、及び良好な労働条件を担保している。

しかし、社会における高齢者割合の増加、低い移住率、低い出生率によっては、このような 社会モデルの継続が困難に直面している。日本は、社会的差別が一部では存在するが、制度 遵守が徹底され、汚職レベルは確実に低く、人権を保障している。

国際基準との不一致と ESG 論争

日本の気候政策は他国と比較して、平均的なものだと考えられる。これは多くの温室効果ガスの排出につながるだけでなく、将来における移行リスクにもつながる可能性がある。欧州の多くの国が石炭発電の廃止を発表しているのに対し、日本はまだそのような声明を出していない。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



別添 2: 方法論

ISS ESG グリーンボンド・重要評価指標(KPIs)

ISS ESG グリーンボンド重要評価指標は、東京グリーンボンドの資金使途の社会・環境側面における価値といったような、持続可能性に関する品質評価を行う際の評価枠組みの役割を果たす。

当該フレームワークは次の二点から構成される。第一に資金使途の事業区分定義(社会・環境側面での付加価値を提供するもの)、第二に個別事業に対する持続可能性評価基準(それによって社会・環境側面での付加価値とグリーンボンドの資金使途の持続可能性が明確に特定、記述できるもの)である。

持続可能性評価基準は具体的な指標によって補完される。これらの指標はグリーンボンドの 持続可能性を定量的に評価することを可能とし、報告にも用いることができるものである。 大半の資金使途がある指標の要求を満たしていれば、その指標はポジティブと評価される。 これらの指標は、本グリーンボンドの発行に関連する個別の環境・社会的背景に考慮し、個 別に策定されうるものである。

本 SPO の KPI を知りたい場合は、担当者である Federico Pezzolato (連絡先は下記の通り) に直接連絡をもらえれば、直接送付することができる。

環境面及び社会面のリスクの評価方法論

ISS ESG は、対象事業に含まれる資産が、グリーンボンド KPI に記載されている適格な事業区分や基準と一致するかどうかを評価する。

パーセンテージは、各事業区分内の資産の量を表す(例:風力)。なお、「利用可能な情報がない、または限られている」という評価は、ISS ESG に情報が提供されなかったか、または提供された情報が ISS ESG グリーンボンド KPI の要件を満たしていないことを示す。

当該評価は、東京都の機密事項を含む情報(例えば、デューデリジェンスレポート)に基づいて行われている。 なお、東京都が提供する情報は、対象事業が実施される日本国の法令 や基準によって補完されている。

SDGs への貢献や関連性に関する評価

2015 年 9 月に 17 の持続可能な開発目標(SDGs)が国連によって承認され、より持続可能な未来に向けた機会と課題に対する重要なベンチマークとなった。ISS ESG は、 独自の方法を使用し、東京グリーンボンドが関連する SDGs の目標にどの程度貢献しているか、を特定している。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



別添 3: ISS ESG 国別格付け方法論

方法論—概要

ESG国別格付けの方法論は、Institutional Shareholder Services Germany(それ以前はoekom research)によって開発され、何年にもわたり更新されている。

ESG 国別格付け- ESG格付けユニバースには58の国と香港及び欧州連合が含まれ、主要なソブリン債の96%を包含するものである。(2018年6月時点)国別の持続可能性評価は社会及び環境面にそれぞれ平等なウェイトを置いて、約100の環境・社会・ガバナンスに関する評価指標に基づき実施している。すべての評価指標は個別のウェイトが置かれ評価が実施されている。また、それぞれの評価指標に関する評価結果は全体スコア(格付け)を算出するために、統合されている。評価指標の選定はISS ESGの持続可能性に関する理解に基づき策定され、国連の持続可能な開発目標(SDGs)で具体化されている、いくつものグローバルな社会課題を反映している。評価対象国の各指標に関する対応重要度(マテリアリティ)、関連データの取得可能性に起因するデータの質、時代錯誤の指標更新の必要性、すべての格付け対象国に対する一貫性を考慮して評価指標が選定されている。

国別批判-格付けに加えてISS ESGは関連する批判の総合的な分析を実施する。これを通じて、格付けとは別途に、または格付けに加えて、読者が特に重要であると考える事情を考慮する機会を提供する。国別の批判に関する評価はインデックスやブラックリスト等の信用度が高く、広く認知された外部の情報源、もしくは、格付けにおける国別評価に基づいて行なわれる。後者の場合、特定の評価項目において基準値を下回る評価となった場合、批判として特定される。いくつかの批判に関する課題は、深刻度に応じて記載がなされる。

高評価獲得国-本資料の作成時点でESG格付けユニバースに含まれる対象のうち最も高評価を獲得している上位3 国の一覧(アルファベット順)

評価項目のデザイン-評価項目には、定性評価で決定するものと定量評価で決定するものの両方を含む。例えば、各国政府の基本的自由の保護については、概ね定性評価を行なっている。他方、各国の資源消費量については定量的に評価されている。定性評価項目については、絶対評価及び/またはベストプラクティスに対する達成度を評価しており、定量評価項目は閾値を基準に評価している。閾値については、評価対象が含まれる地域において一般的な慣行及び/または相対的な基準を設定している。妥当性を担保するために、取得可能なデータ群に照らして標準化されることもある。例えば、ある地域の政策の質を評価するためには、GDP対比の教育に対する支出等の評価項目に対する評価インプット情報や、GDP対比の女性の教育参加度等の指標結果等のアウトプット情報を組み合わせて実施する。

デシル順位- デシル順位は1(最高 – 国別格付けがユニバースにおける1番目のデシル)から10(最低 – ユニバースにおける10番目のデシル)まで当該国別格付けがどのデシル(全体を10等分したグルーピング)に属するのかを示す。デシル順位は、格付けの数値スコアに基づいて決められている。国数が10で割り切れない場合、余剰国数は最高位から最低位まで平等に分配される。国別格付けがデシル順位を越えて全く同じスコアである場合、格付けの同じ国はすべて高位のデシルに組み込まれ、その下位のデシルに分類される国数は少なくなる。

格付けの分布-分布の概要には、ESG格付けユニバース(当該評価対象国は濃い青で示されている。)に含まれるすべての国を含む。

格付け-各国はA+から D-までの12段階で示される。

A+: 卓越した業績の国

D-: 業績不振の国

ESG格付けユニバースの格付け範囲は薄い青で示され、評価対象国の格付けは濃い青で示されている。

情報ソース - 格付けの参考にしている情報ソースは、世界銀行、国際エネルギー機関(IEA)、世界保健機関(WHO) 等の国際機関や、アムネスティ・インターナショナル、トランスペアレンシー・インターナショナル、ストックホルム国際平和機関(SIPRI)等の信頼のおけるNGOである。本評価を実施するために活用された情報ソースの選定は、別添に記述している。

ステイタスとPrimeの閾値-Primeに分類された国はISS ESG が国別格付けのために規定した(Primeとしての)最低限の持続可能性評価項目を満たすもしくはそれを超える評価を獲得している。

更新頻度- 大部分の格付け指標は年次更新される。個別評価指標は、日々発生する社会的事象に応じて更新をする。また、具体的な更新時期は、主な情報ソースの発行日に応じて決められる。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



別添 4: 品質管理プロセス

スコープ

東京都はグリーンボンド SPO 取得のため ISS ESG に業務を委託した。セカンド・パーティー・オピニオンのプロセスには、グリーンボンドフレームワークが ICMA グリーンボンド原則に整合しているかどうかの評価、発行体のサステナビリティ戦略及びグリーンボンドの持続可能性に関する評価が含まれている。

基準

セカンド・パーティー・オピニオンに関連する基準:

- ICMA グリーンボンド原則
- ISS ESG KPI:環境配慮型の不動産、太陽光エネルギー、水力エネルギー、排水処理設備、公共交通車両、洪水の防止、歩道・自転車道

発行体の責任

東京都の責任は以下に関する情報及び文書の提供を行うことである:

- フレームワーク
- 資金使途/適格基準
- 各資金使途の ESG リスク管理に関する文書

ISS ESG の評価プロセス

ISS ESG は世界有数の独立した ESG 調査・分析・格付会社である。同社は 25 年以上にわたり、サステナブル関連の資本市場に積極的に関与してきた。2014 年以来、ISS ESG はグリーンボンドおよびソーシャルボンド市場で高い評価を得ているリーダーとしての評判を築き上げ、CBI が承認した最初の検証機関の1つとなった。

ISS ESG は、東京都が発行するグリーンボンドに対して、ISS ESG の方法論に基づき、ICMA グリーンボンド原則に沿って、独立したセカンド・パーティー・オピニオンを実施した。

東京都とのエンゲージメントは 2021 年 6 月に行われた。

ISS ESG のビジネス慣行

ISS は、ISS のビジネスおよびチームメンバーの誠実性、透明性、専門的な能力と適切な注意、専門的な行動と客観性に関する詳細な要件を定めた ISS 倫理規定に厳密に準拠してこの検証を実施した。 これは、検証が独立して行われ、ISS グループの他の部門との利益相反がないことを保証するように設計されている。

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質



ISS ESG SPO について

ISS ESG は、持続可能な投資の分野において、世界をけん引してきた格付機関である。ISS ESG は、企業や国のパフォーマンスを環境、及び社会の側面から分析してきた。

ISS ESG の持続可能(グリーン&ソーシャル)な債券サービスの一環として、持続可能な債券を発行する企業や機関を支援し、資金を提供する事業区分の選択についてアドバイスし、野心的な基準作りを支援する。

我々は外部の原則(ICMA グリーン/ソーシャルボンド原則など)との整合性を評価し、事業の持続可能性に関する品質を分析し、発行体自身の持続可能性のパフォーマンスを評価する。この 3 つのステップに従って、私たちは持続可能性の観点から債券/ローンの品質について投資家ができるだけ周知されるように、独立した SPO を作成する。

詳細はこちら: https://www.isscorporatesolutions.com/solutions/esg-solutions/green-bond-services/

SPO サービスに関する情報については、以下にお問い合わせください。

Federico Pezzolato

SPO Business Manager EMEA/APAC

Federico.Pezzolato@isscorporatesolutions.com

+44.20.3192.5760

Miguel Cunha

SPO Business Manager Americas

Miguel.Cunha@isscorporatesolutions.com

+1.917.689.8272

このグリーンボンド SPO に関する情報については、以下にお問い合わせください。

SPOOperations@iss-esg.com

プロジェクトチーム

プロジェクト主担当 プロジェクト支援 プロジェクト統括

Carman Mak Marine Durrieu Viola Lutz

Associate Associate Associate Director